

目標指標設定調書

関連章名	施策の推進に向けて
関連節名	
施策(項)名	町民との協働によるまちづくりの推進
担当課	町民課

■ 目標とする指標

指標名	単位	現状値	目標値		
		H21	H26	H29	H32
審議会等の公募委員割合	%	6.4	6.6	6.8	7.0

■ 目標とする指標の根拠

1. 項目設定の考え方	町民参加型の町政運営推進の施策として、各種審議会等の委員に公募の町民を加えている現状があり、その割合の推移により町民の参画の程度を図る指標として設定した。	
2. 現状値	現状値	6.4%(平成21年度実績)
	基準日	平成22年3月31日
	算出の根拠等	各審議会等の委員総数に占める公募委員の割合
3. 目標値	目標値	7%
	基準日	平成33年3月31日
	設定の根拠	自治基本条例施行に伴い一時的に公募委員割合は大きく伸びたものの、公募制度が定着するにつれて公募委員割合の伸び率は下がり、割合の伸びも緩やかとなっている。公募委員への応募状況が低調であることも加味すると、今後大きな伸びを見込むのは難しいものの、ある程度の伸びも必要と考えられることから、直近の伸び率(0.2%)を実施計画期間の3年で達成することを目標として設定した。

「記入要領」

1. 指標の設定について

施策の達成状況を客観的に把握するための目標指標を設定してください。

また、項目の設定にあたっては、計画書の「あるべき姿」の達成に向けた指標となるよう注意してください

【項目設定にあたっての留意事項】

- (1) 設定された指標の達成状況について、把握可能なものであること。
- (2) 総合計画書の期間においてその指標が継続して存続するものであること。
- (3) 総合計画実施期間である9年間を踏まえ、9年後を見据えて設定すること。

2. 現状値の設定について

現状値の把握にあたっては、平成22年度の値を基本とし、設定出来ない場合は、直近で把握できる年及び数値を使用してください。

3. 目標値の設定について

目標値については、今後設定される実施計画の最終年度である平成26年度、平成29年度、平成32年の目標値とし、それぞれの施策担当課において、十分検討し確実に適切な数値を設定してください。なお、それぞれの目標年度における数値が取れない場合においても、それぞれの年度において把握できる直近の数値を目標値として設定してください。

目標指標設定調書

関連章名	施策の推進に向けて
関連節名	
施策(項)名	第1項 町民との協働によるまちづくりの推進
担当課	町民課

■ 目標とする指標

指標名	単位	現状値	目標値		
		H22	H26	H29	H32
対話集会(機会)の回数	回	2	3	4	6

■ 目標とする指標の根拠

1. 項目設定の考え方	町長との対話集会(要綱に定めるもの)の実施が、行政と町民との対話をする機会の充実を示すものとして最適である。 集会のあり方については、検討する余地があるので、「対話集会(機会)」としている。	
2. 現状値	現状値	2
	基準日	平成22年4月1日～平成23年3月31日(平成22年度)
	算出の根拠等	町長との対話集会の開催回数
3. 目標値	目標値	6
	基準日	平成32年4月1日～平成33年3月31日(平成32年度)
	設定の根拠	各小学校区及び全体で開催することを目指している。

「記入要領」

1. 指標の設定について

施策の達成状況を客観的に把握するための目標指標を設定してください。

また、項目の設定にあたっては、計画書の「あるべき姿」の達成に向けた指標となるよう注意してください

【項目設定にあたっての留意事項】

- (1) 設定された指標の達成状況について、把握可能なものであること。
- (2) 総合計画書の期間においてその指標が継続して存続するものであること。
- (3) 総合計画実施期間である9年を踏まえ、9年後を見据えて設定すること。

2. 現状値の設定について

現状値の把握にあたっては、平成22年度の値を基本とし、設定出来ない場合は、直近で把握できる年及び数値を使用してください。

3. 目標値の設定について

目標値については、今後設定される実施計画の最終年度である平成26年度、平成29年度、平成32年の目標値とし、それぞれの施策担当課において、十分検討し確実に適切な数値を設定してください。
なお、それぞれの目標年度における数値が取れない場合においても、それぞれの年度において把握できる直近の数値を目標値として設定してください。

目標指標設定調書

関連章名	施策の推進に向けて
関連節名	施策の推進に向けて
施策(項)名	効率的な行財政運営の推進
担当課	企画政策部企画調整担当

■目標とする指標

指標名	単位	現状値	目標値		
		H22	H26	H29	H32
広域行政市町村数	団体	7	8	8	8

■目標とする指標の根拠

1. 項目設定の考え方	昭和37年4月から設置された湘南広域都市行政協議会(藤沢、茅ヶ崎、寒川)及び昭和52年10月から設置された湘南地域市町連絡会議(神奈川県、平塚、藤沢、茅ヶ崎、秦野、伊勢原、寒川、大磯、二宮)において、各市町の共通課題に対し、施策連携することで、効率的かつ効果的な行政運営を進めてきたところである。こうしたことを踏まえ、今後とも広域行政(行政運営全般にわたり検討・実施を目的として設置された協議会等を対象とし、単に単一目的の実現のため設置された協議会等は含まない。)強く推進するため、目標指標として広域行政市町村数を設定した。	
2. 現状値	現状値	7団体
	基準日	平成22年4月1日
	算出の根拠等	寒川町と協議会等を共同設置している市町村数
3. 目標値	目標値	8団体
	基準日	平成32年度末
	設定の根拠	共通課題が見あたらないことから、平成22年度に解散した高座広域行政協議会に変わり、近接する海老名市との間で今後進めていく行政運営に対する新たな課題に対応するため1市1町の間で事務研究会等を立ち上げる。なお、他の市町村との連携については、必要に応じ検討することとしている。

「記入要領」

1. 指標の設定について

施策の達成状況を客観的に把握するための目標指標を設定してください。

また、項目の設定にあたっては、計画書の「あるべき姿」の達成に向けた指標となるよう注意してください

【項目設定にあたっての留意事項】

- (1) 設定された指標の達成状況について、把握可能なものであること。
- (2) 総合計画書の期間においてその指標が継続して存続するものであること。
- (3) 総合計画実施期間である9年間を踏まえ、9年後を見据えて設定すること。

2. 現状値の設定について

現状値の把握にあたっては、平成22年度の値を基本とし、設定出来ない場合は、直近で把握できる年及び数値を使用してください。

3. 目標値の設定について

目標値については、今後設定される実施計画の最終年度である平成26年度、平成29年度、平成32年の目標値とし、それぞれの施策担当課において、十分検討し確実に適切な数値を設定してください。なお、それぞれの目標年度における数値が取れない場合においても、それぞれの年度において把握できる直近の数値を目標値をして設定してください。

目標指標設定調書

関連章名	施策の推進に向けて
関連節名	施策の推進に向けて
施策(項)名	効率的な行財政運営の推進
担当課	企画政策部企画調整担当

■ 目標とする指標

指標名	単位	現状値				目標値			
		H22	H26	H29	H32	H26	H29	H32	
広域連携による取組数	取組数	20	29	38	47				

■ 目標とする指標の根拠

1. 項目設定の考え方	広域連携については、昭和37年4月設置の湘南広域都市行政協議会(藤沢、茅ヶ崎、寒川)、昭和52年10月設置の湘南地域市町連絡会議(神奈川県、平塚、藤沢、茅ヶ崎、秦野、伊勢原、寒川、大磯、二宮)において各市町共通の課題を調査研究・施策連携することで、効率的・効果的な行政運営を進めてきたところである。特に湘南広域都市行政協議会においては、平成21年度に各市町職員で構成する常設事務局の設置、平成22年には法定協議会へ移行、平成24年度からは県から権限移譲を受けて事務の広域連携処理を目指すなど、今後も具体的な広域連携施策に取り組んでいく方向性であるため、2市1町の枠組みにおける広域連携による取組数を指標として設定し		
2. 現状値	現状値	20取組	
	基準日	平成22年度末	
	算出の根拠等	常設事務局設置後の平成21～22年度の2年間において、新たに2市1町の広域連携で取り組むことになった取組数(調査研究のみのものも含む)	
3. 目標値	目標値	47取組	
	基準日	平成32年度末	
	設定の根拠	2市1町による広域連携の取組は今後拡充の方向ではあるが、協議会事務局常設及び法定協議会の立ち上げ時期の平成22年度までは協議会組織の基盤強化の面から新規の取組が多い状況であったことを踏まえ、平成24年度以降は事務研究部会で3つの取組、その他部会で1つの取組を3年ごとの最低目標とし、平成32年度までの指標を類型の取組数として設定した。	

「記入要領」

1. 指標の設定について

施策の達成状況を客観的に把握するための目標指標を設定してください。

また、項目の設定にあたっては、計画書の「あるべき姿」の達成に向けた指標となるよう注意してください。

【項目設定にあたっての留意事項】

- (1) 設定された指標の達成状況について、把握可能なものであること。
- (2) 総合計画書の期間においてその指標が継続して存続するものであること。
- (3) 総合計画実施期間である9年間を踏まえ、9年後を見据えて設定すること。

2. 現状値の設定について

現状値の把握にあたっては、平成22年度の値を基本とし、設定出来ない場合は、直近で把握できる年度及び数値を使用してください。

3. 目標値の設定について

目標値については、今後設定される実施計画の最終年度である平成26年度、平成29年度、平成32年度の目標値とし、それぞれの施策担当課において、十分検討し確実に適切な数値を設定してください。なお、それぞれの目標年度における数値が取れない場合においても、それぞれの年度において把握できる直近の数値を目標値として設定してください。

目標指標設定調書

関連章名	施策の推進に向けて
関連節名	施策の推進に向けて
施策(項)名	効率的な行財政運営の推進
担当課	企画政策部財政担当

■ 目標とする指標

指標名	単位	現状値	目標値		
		H22	H26	H29	H32
権限移譲事務数	件	50	52	55	57

■ 目標とする指標の根拠

1. 項目設定の考え方	平成12年4月に地方分権一括法が施行され、自らの住む地域のことは自らの責任で決定できる地域社会の形成が求められている。このことから、住民に最も身近な行政主体である基礎自治体に事務事業を優先的に配分し、行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするために権限移譲が必要であることから、その移譲された事務数を指標として設定した。	
2. 現状値	現状値	50件
	基準日	平成22年4月1日
	算出の根拠等	神奈川県市町村移譲事務交付金交付要綱 別表1 移譲事務一覧
3. 目標値	目標値	57件
	基準日	平成32年4月1日
	設定の根拠	移譲事務には、許可・届出の事務と書類等の受理送付等の経由事務があり、今後積極的に移譲を受けるには、体制づくりも必要となる。このことから、最低限の移譲事務数として大綱に定められており、法制化によって移譲されるものを目標値として設定した。

「記入要領」

1. 指標の設定について

施策の達成状況を客観的に把握するための目標指標を設定してください。

また、項目の設定にあたっては、計画書の「あるべき姿」の達成に向けた指標となるよう注意してください

【項目設定にあたっての留意事項】

- (1) 設定された指標の達成状況について、把握可能なものであること。
- (2) 総合計画書の期間においてその指標が継続して存続するものであること。
- (3) 総合計画実施期間である9年間を踏まえ、9年後を見据えて設定すること。

2. 現状値の設定について

現状値の把握にあたっては、平成22年度の値を基本とし、設定出来ない場合は、直近で把握できる年及び数値を使用してください。

3. 目標値の設定について

目標値については、今後設定される実施計画の最終年度である平成26年度、平成29年度、平成32年の目標値とし、それぞれの施策担当課において、十分検討し確実に適切な数値を設定してください。なお、それぞれの目標年度における数値が取れない場合においても、それぞれの年度において把握できる直近の数値を目標値として設定してください。

目標指標設定調書

関連章名	施策の推進に向けて
関連節名	施策の推進に向けて
施策(項)名	効率的な行財政運営の推進
担当課	総務部税務課納税担当

■ 目標とする指標

指標名	単位	現状値	目標値		
		H22	H26	H29	H32
町税の収納率	件	94.48(H21)	95	96	96

■ 目標とする指標の根拠

1. 項目設定の考え方	<p>収納額を目標とする指標に設定すると、歳入予算は組みやすい反面、対調定では50%で達成する年もあれば、100%でも達成しない場合もあり得る。税負担の公平性から、調定に対しての収納率を目標とする指標に設定した方が、住民の理解を得やすいと考える。</p>	
2. 現状値	現状値	94.48%
	基準日	平成22年5月31日
	算出の根拠等	平成21年度寒川町一般会計歳入歳出決算書及び町税収入計算書
3. 目標値	目標値	96.00%
	基準日	平成32年5月31日
	設定の根拠	<p>平成19年度の所得税から住民税への税源移譲以降、リーマンショックによる世界同時不況等の影響もあり、毎年滞納繰越額は増加、収納率は低下の一途をたどっている。また、東日本の震災による影響から、平成22年度の収納率も低下すると見られ、平成23年中も計画停電等による企業の利益減による法人町民税の減収、個人の所得減による納付率の低下が懸念される。以上のことから、平成23年度を収納率低下の底とし、平成26年度には平成20年度以前に達成している95%、平成29・32年度は平成13年度を上回る96%を目標値として設定した。</p>

「記入要領」

1. 指標の設定について

施策の達成状況を客観的に把握するための目標指標を設定してください。

また、項目の設定にあたっては、計画書の「あるべき姿」の達成に向けた指標となるよう注意してください

【項目設定にあたっての留意事項】

- (1) 設定された指標の達成状況について、把握可能なものであること。
- (2) 総合計画書の期間においてその指標が継続して存続するものであること。
- (3) 総合計画実施期間である9年間を踏まえ、9年後を見据えて設定すること。

2. 現状値の設定について

現状値の把握にあたっては、平成22年度の値を基本とし、設定出来ない場合は、直近で把握できる年及び数値を使用してください。

3. 目標値の設定について

目標値については、今後設定される実施計画の最終年度である平成26年度、平成29年度、平成32年の目標値とし、それぞれの施策担当課において、十分検討し確実に適切な数値を設定してください。なお、それぞれの目標年度における数値が取れない場合においても、それぞれの年度において把握できる直近の数値を目標値として設定してください。

目標指標設定調書

関連章名	施策の推進に向けて
関連節名	施策の推進に向けて
施策(項)名	効率的な行財政運営の推進
担当課	企画政策部財政担当

■ 目標とする指標

指標名	単位	現状値	目標値		
		H22	H26	H29	H32
経常収支比率	%	92.3(H21)	90.2	88.1	85.9

■ 目標とする指標の根拠

1. 項目設定の考え方	財政構造の弾力性を判断する指標であり、比率が低いほど弾力性が大きいことを示します。経常一般財源総額のうち、人件費・扶助費・公債費等の経常的経費(必ず支出しなければならない「固定費」)に充当する割合で、比率が高いほど自由に使えるお金の割合が減り、目安として、70%~80%程度が妥当と言われ、90%以上は財政構造が硬直化していると判断されます。このことから、財政が健全かどうかを計る一つの指標として設定した。				
2. 現状値	現状値	92.3%			
	基準日	平成22年6月1日			
	算出の根拠等	地方財政状況調(決算統計)による			
3. 目標値	目標値	85.9%			
	基準日	平成32年6月1日			
	設定の根拠	経常的収入一般財源の大半を占める町民税は、今後緩やかな伸びが見込まれるが、経常的経費のうち人件費・扶助費・公債費のいわゆる義務的経費の伸びも見込まれ、比率は年々増となっていくものと考えられる。しかし、過去10年間の平均から、財源の確保と経常的経費の抑制を図り、段階的に平成32年度には平均値となるよう目標値として設定した。			

「記入要領」

1. 指標の設定について

施策の達成状況を客観的に把握するための目標指標を設定してください。

また、項目の設定にあたっては、計画書の「あるべき姿」の達成に向けた指標となるよう注意してください

【項目設定にあたっての留意事項】

- (1) 設定された指標の達成状況について、把握可能なものであること。
- (2) 総合計画書の期間においてその指標が継続して存続するものであること。
- (3) 総合計画実施期間である9年を踏まえ、9年後を見据えて設定すること。

2. 現状値の設定について

現状値の把握にあたっては、平成22年度の値を基本とし、設定出来ない場合は、直近で把握できる年及び数値を使用してください。

3. 目標値の設定について

目標値については、今後設定される実施計画の最終年度である平成26年度、平成29年度、平成32年の目標値とし、それぞれの施策担当課において、十分検討し確実に適切な数値を設定してください。なお、それぞれの目標年度における数値が取れない場合においても、それぞれの年度において把握できる直近の数値を目標値をして設定してください。

目標指標設定調書

関連章名	施策の推進に向けて
関連節名	施策の推進に向けて
施策(項)名	効率的な行財政運営の推進
担当課	企画政策部財政担当

■ 目標とする指標

指標名	単位	現状値	目標値		
		H22	H26	H29	H32
実質公債費比率	%	5.8(H21)	6.6	6.3	6.0

■ 目標とする指標の根拠

1. 項目設定の考え方	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、いわば、身の丈に見合った借金の返済額となっているかを判断する指標である。平成19年度6月に成立・交付された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく自治体の財政健全性に関する比率「健全化判断比率」の一つである。早期健全化基準が25.0%以上、財政再生基準が35.0%である。また、18%以上となると、起債の協議制から許可制となり、25%以上となると一部の起債発行が制限されるものです。このことから、財政が健全かどうかを計る一つの指標として設定した。	
2. 現状値	現状値	5.8%
	基準日	平成22年6月1日
	算出の根拠等	「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率による
3. 目標値	目標値	6.0%
	基準日	平成32年6月1日
	設定の根拠	借入金等の返済額は、近年の財政状況から臨時財政対策債の発行額の増等により3年後まで増加する見込みである。このように、今後も分子分の減額が見込めない中で、分母分の町税も大幅な増が期待できないため、しばらくは年々増加していくものと思われる。3年後以降は、緩やかな税収の伸びと借入金の抑制によって、微減となるよう目標値を設定した。

「記入要領」

1. 指標の設定について

施策の達成状況を客観的に把握するための目標指標を設定してください。

また、項目の設定にあたっては、計画書の「あるべき姿」の達成に向けた指標となるよう注意してください

〔項目設定にあたっての留意事項〕

- (1) 設定された指標の達成状況について、把握可能なものであること。
- (2) 総合計画書の期間においてその指標が継続して存続するものであること。
- (3) 総合計画実施期間である9年を踏まえ、9年後を見据えて設定すること。

2. 現状値の設定について

現状値の把握にあたっては、平成22年度の値を基本とし、設定出来ない場合は、直近で把握できる年及び数値を使用してください。

3. 目標値の設定について

目標値については、今後設定される実施計画の最終年度である平成26年度、平成29年度、平成32年の目標値とし、それぞれの施策担当課において、十分検討し確実に適切な数値を設定してください。なお、それぞれの目標年度における数値が取れない場合においても、それぞれの年度において把握できる直近の数値を目標値をして設定してください。